平成３０年（フ）第２９号
兵庫県小野市高山町1834番地の181
債務者　豊田　正則
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第８０号
長崎県長崎市竹の久保町９番18号　ルミネM＆L301号
債務者　吉村　敬三
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８２号
長崎県長崎市中小島１丁目８番14号　グレース中小島102号室
債務者　鈴田　忠輔
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８４号
長崎県長崎市大鳥町13番３号、住民票上の住所長崎県長崎市岩瀬道町11番１号　コーポアサイ101
債務者　峯　　光章
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
福島県いわき市平字三倉32番地の２　三倉マンション107
債務者　斉藤　博子（旧姓緑川）
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第２９号
福島県いわき市鹿島町飯田字後口17番地の３メゾン一刻館Ａ、住民票上の住所福島県いわき市内郷高野町中倉86番地の７
債務者　折笠　　初
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第７９号
埼玉県熊谷市中西３丁目11番16号　アパルトK103
債務者　島野　照子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第８３号
埼玉県行田市押上町16番地25　エルディム小暮204号
債務者　大壽賀　均
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第９５号
埼玉県本庄市児玉町秋山1077番地１
債務者　福田　勇也
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第９６号
埼玉県東松山市大字東平444番地１
債務者　時田恵梨香（旧姓長根）
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第７４号
山梨県笛吹市春日居町鎮目780番地１、前住所山梨県笛吹市春日居町小松855番地372
債務者　萩原　直人
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７５号
山梨県甲府市和戸町766番地１
債務者　齋藤　國夫
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
岐阜市早苗町７丁目18番地２　（中村ビル３Ｆ）
債務者　中村　好孝
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第４６号
滋賀県草津市追分５丁目９番６－106号シャローム追分、前住所滋賀県草津市御倉町1029番地
債務者　中村　強光
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５９号
大津市瀬田３丁目１－30－102、住民票上の住所滋賀県甲賀市信楽町長野478番地11
債務者　谷　　好子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８１号
滋賀県湖南市岩根中央３丁目117番地（101号）
債務者　小寺　未来
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大津地方裁判所民事部